

## 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

### 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 状況把握 前一般事業主行動計画期間における本会職員の状況は次のとおり。

(1) 年次有給休暇の平均取得日数の推移

	男性職員	女性職員	職員全体
【参考】令和元年度	8日4時間24分	9日3時間42分	8日7時間25分
令和2年度	9日2時間45分	10日1時間49分	9日5時間59分
令和3年度	10日6時間39分	10日4時間22分	10日5時間36分
令和4年度	10日3時間47分	11日2時間49分	10日6時間44分
令和5年度	12日0時間49分	12日0時間25分	12日0時間38分

※ 本会職員の1日の所定勤務時間は7時間45分です。

※ 令和6年度は実績の集計ができないことから表記していません。

(2) 育児休業取得率

男性職員：40% 女性職員：100%

(3) 育児目的休暇取得率

男性職員：100% 女性職員：—%

※ 女性職員は全員が産後休暇に引き続き育児休業を取得しているため、育児目的休暇の取得実績はありません。

(4) 職員（管理職を除く。）の一月あたりの時間外勤務の平均時間

男性職員：13時間8分 女性職員：8時間35分

- 3 目 標**
- ① 期間中における男性職員の育児休業取得率を50%以上にする。
  - ② 期間中における時間外勤務の男女差を平均4時間未満にする。

**4 取組内容及び実施時期**

- (1) 男性職員の育児休業取得を促進する。

令和7年4月～ 妊娠した職員及び配偶者が妊娠した職員に対し、より早期に育児と仕事の両立に資する情報提供及び制度利用の意向確認を実施する方策を検討し実施する。

令和8年4月～ 男性職員の育児休業取得を促すため、育児休業を取得した職員の経験談等をまとめたリーフレットを作成し配付する。

- (2) ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを継続する。

令和7年4月～ 時間外勤務の改善に向けた取り組みについて検討する。

令和8年4月～ 休暇制度の取得促進につながる方策について検討する。

令和9年4月～ 時間外勤務改善及び休暇取得促進につながる取り組みを展開する。